

第22号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(5)の表1の項、2の項、3の項、6の項、7の項、9の項から12の項までおよび14の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表20の項の次に次のように加える。

20の2 建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築または移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築または移転の特例許可申請手数料	87,000円	許可申請のとき。
20の3 建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	92,000円	許可申請のとき。

別表(5)の表22の2の項中「第53条第4項」の次に「または第5項」を加

え、同表23の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表44の2の項中「第86条の8第1項」の次に「または第87条の2第1項」を加え、同表44の3の項中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

44の3の2 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。
44の3の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。

別表(5)の表57の項、58の項、60の2の項、60の3の項、60の4の項および60の5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（説明）用途地域における建築物の建築の特例許可に関する審査手数料等を定める必要がある。